2023年9月12日発行

即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第19号

〒202-0022　東京都西東京市柳沢2-11-13
e-mail：sokudai@mail.zhizhi.net　HP：http://sokudai.zhizhi.net
郵便振替口座：00120-3-293255（即位・大嘗祭違憲訴訟の会）

いよいよ最終弁論、結審へ
第17回口頭弁論に集まろう！

2018年12月10日に東京地裁に提訴した「即位礼・大嘗祭違憲訴訟」も4年半の年月を経て、今年2023年10月11日午後2時開廷の第17回口頭弁論にて結審となります。

この4年半の裁判を振り返って、不可解なことが沢山ありました。一つは裁判所の謎の対応です。この裁判は、幾つもの訴訟に分かれ、分割されたという不思議な道を辿りました。幾つも分割されたのでフローチャートを作成しなければ今回の口頭弁論はどこの裁判のどの段階を審理するものなのかが理解できないほどでした。

当初提訴した内容は、即位の礼・大嘗祭等の差止と、即位の礼・大嘗祭等に国費を支出することに関する国賠訴訟の両方で、この事件は一般事件を取り扱う民事10部に係属することになりましたが、提訴からわずか10日後に裁判所より「差止訴訟に関しては分離されたのでお知らせする」との連絡があり、差止部分は行政裁判を扱う38部に係属するとの突然の連絡。私ども原告側は、一体として裁判を進める方針であったので、行政部で一般事件を扱えるので38部で併合審議してもらいたいと1月15日に申立書を提出するもなかなか返事がない。すると突然に2月5日に民事38部から「本日、却下の判決を下した」という連絡が届き、一体何のことかと呆気にとられました。一度も口頭弁論が開かれず、判決すらも紙切れ一枚が郵送で届く。却下とは、手続き上明白な瑕疵がある場合に門前払いを食わす手続きとのこと。今回は手続き上の瑕疵など何もありません。

その後も高裁に控訴、最高裁に上告するも4月17日に高裁控訴棄却、10月1日に最高裁は上告棄却と、あっという間に即位礼正殿の儀や大嘗祭が始まる時に片付けられてしまいました。即位礼が行われる時に差止を争うなど面倒なことにならないように、早急に片付けて、即位礼が始まる時には差止の裁判が話題にならないようにという、政府と裁判所が一体の策を練ったと疑わざるを得ないような対応を手続き論でやられたという感じでした。裁判が分離された、という時点で、いやな予感でしたが、そういうことだったのかと思いました。

ちなみに差止は第二次訴訟も並行して争われて、こちらも地裁は口頭弁論も開かれずに却下、「畏れ多くも即位礼を差し止めるなどケシカラン」との意図を感じました。高裁もスピード感をもって片付けられるかと思いきや、二次訴訟高裁は、一応は口頭弁論を開きましたが一回で結審。しかし2019年12月24日の高裁判決は「地裁原判決を破棄差し戻し」を求めました。私はさすがに仕事柄12月24日クリスマスには裁判

次回期日のお知らせ

国家賠償請求裁判　第17回口頭弁論

2023年10月11日（水）14時～15時
東京地方裁判所103号法廷

＊原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。30分前には裁判所前にお集まりください。

●法廷終了後、報告集会を開催します
場所は未定ですが、法廷終了後、報告集会を持つ予定です。

所には行けませんでしたが、この裁判での唯一のグッドニュースでした。理由は「人格権に基づく請求については判断していないので、手続き上法令違反にあたる」とのこと。手続きを問題にしただけのこととのことですが、スピード棄却されるよりはましでした。しかし、その後、幾つも訴訟が分離される複雑怪奇な道を辿りました。裁判所はコロナ禍を理由に裁判を開かない。そうこうしているうちに、あらゆる儀式が終わり、差止めどころではなくなる。唯一残った立皇嗣の礼だけが首の皮一枚繋がった差止対象でした。そのため原告側も、立皇嗣の礼が終わると差止めの事実そのものが無くなるため、腰を落ち着けた論戦ができないまま終わりました。変な手続きで真綿に首を絞められた感じでした。

もう一つは、被告の国が何も主張しないこと。何も言わない、何も論じない。放置しておけば、裁判所は却下してくれると高を括っているのと、論議すればするほど国が宗教行事をしている問題が明らかになり分が悪くなるので、原告本人尋問でも何も問わない、何も聞かない。かくして地裁は結審を迎えます。状況が良くても悪くても、諦めるわけにはいかない戦いを終わりまでご一緒に見届けましょう。

（事務局：星出卓也）

東京で、第 35 回政教分離訴訟全国交流集会を開催 来年は山口に決定

辻子実 ●事務局

2023 年 7 月 28 日・29 日、ノー！ハプサ訴訟団と即大違憲訴訟の会共催で、早稲田のキリスト教会館で、会場と zoom 併用で開催されました。

28 日は各地の政教分離違憲訴訟、29 日は各地のグループによる報告でした。

＊ノー！ハプサ訴訟

浅野史生弁護士：2023 年 5 月 26 日に言い渡された高裁判決は最低最悪のもの。全体わずか 12 頁、うち裁判所の判断は４頁との報告。2023 年 6 月 3 日付けで上告状兼上告受理申立書を提出した（現在、訴訟救助の資料を準備中）。

同事務局・山本直好さん：個人的な考えとして、今後の見通しについてだが、当面は第２次訴訟の上告を準備。その過程で新訴訟の主張の整理を進める。年度内提訴予定（戦没者の孫の世代（次世代）を中心とした靖国合祀取り消し訴訟）。日本政府を相手取った韓国での慰安婦訴訟の到達点を踏まえて、韓国でも同趣旨の訴訟を同時並行している。

＊主基田抜穂の儀違憲訴訟

（参列に係る公金支出の違憲違法を問う住民訴訟）

諸富健弁護士：2020 年 11 月 4 日提訴。2023 年 9 月 8 日第 12 回口頭弁論で結審。年内もしくは年度内判決との予想。

＊山口県知事による護国神社公務参拝住民訴訟

事務局・小畑太作さん：2023 年 4 月 27 日に知事、健康福祉部長、長寿社会課長及び同課救護班長の４名が参拝し、秋季慰霊大祭には、健康福祉部長、長寿社会課長及び同課援護班長の３名が参列。県に対し、参拝に伴って支出された交通費計 990 円などの返還を、参拝した知事ら３人に求めるよう山口地裁に提訴。

＊即大違憲国家賠償請求訴訟

酒田芳人弁護士：第 15・16 回口頭弁論で、原告 12 人の本人尋問。10 月 11 日の第 17 回口頭弁論で結審。年内もしくは年度内判決との予想。

なお、最新のニュースに関しては、下記のＨＰもしくはブログでご確認下さい。

□「合祀いやです」少数者の人権を求める会ＨＰ
https://midoribashi.wixsite.com/5418
□即位大嘗祭違憲訴訟の会ＨＰ
http://sokudai.zhizhi.net/
□ノーハプサ（合祀ＮＯ！）ブログ
https://no-hapsa.seesaa.net/
□京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟ＨＰ
http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html
□合祀イヤです訴訟
http://noyasukuni.g2.xrea.com/

28 日の集会後におこなわれた懇談会の席上で、自称「神奈川縣護國神社」再建の件が話題になりました。官立の神奈川県護国神社は、完成目前の 1945 年 5 月 29 日に横浜大空襲によって社殿焼失。戦後、神奈川県護国神社は再建されず、1953 年に跡地に横浜市によって「慰霊塔」が建立されています。ところが近年、有志によって「神奈川縣護國神社」が再建されました。この社殿ですが、あまりの貧弱さに説明しづらいので、写真を貼っておきます（→）。興味のある方は、ネットで検索してみてください。

29 日の「各地からの報告」では、京都三大祭りの一つと言われ、毎年 10 月に行われる平安神宮「時代祭」に自治会費を出すのは、憲法が定める「信教の自由」に違反するとして、植柳自治連合会の住民が同連合会に支出差し止めを求めた訴訟で、2023 年 3 月京都地裁（菊地浩明裁判長）で和解が成立。時代祭などの宗教行事について、今後、学区内の宗教行事に自治会費は支出しない。北海道においても、自治会費の内の神社費あるいは祭礼費の問題を提起されている方がいらっしゃることが紹介されました。自治会費を巡る裁判は、過去にもあり、情報の共有のための政教分離訴訟全国交流集会の重要性を改めて思いました。

次回、2024 年第 36 回政教分離訴訟全国交流集会は山口で開催決定。主催団体『合祀（ごうし）いやです』少数者の人権を求める会」から日程などの提案がありますのでご覧下さい。

余談ですが中外日報が「『霊璽簿は開示不可能』遺族が誤記訂正求める　靖国神社が回答書　東京簡裁で民事」（2023 年 4 月 28 日）とのニュースを報じています。記事の概略は「靖国神社崇敬者の本間尚代氏（86）が、同神社に対し、合祀されている父親の「霊璽簿」の開示を請求した民事調停が東京簡易裁判所であった。神社側は回答書で、本間氏への対応の遅れは不手際であり「重ねてお詫びするほかない」としつつも、開示は教義上不可能で「話し合いをする余地も全くない」との認識を示した。」とのことです。

第 36 回政教分離訴訟全国交流集会にむけて

小畑太作 ●「合祀いやです」少数者の人権を求める会代表

来年の第 36 回政教分離訴訟全国交流集会の開催は山口で！との声を受けて、快く引き受けました。その時、思い出したのは、第 21 回集会の受け入れを山口で審議した際のことでした。

それは、第 20 回集会に参加して、その話を持ち帰ってきた、当時の「『合祀いやです』少数者の人権を求める会」（以下「求める会」）代表の浦部頼子さんのことであり、それを巡って小さくない波風が起きた「求める会」事務局会議のことであり、その中で受け入れに賛成した「求める会」の手伝いをしはじめていた自分のこと等々でした。

ところで、本紙の読者には周知のことと思いますが、一応記しておくと、「求める会」とは、自衛官合祀拒否訴訟の後を継いで 1989 年に発足。元原告の中谷康子さんと共に、1988 年最高裁不当判決に対する抗議集会を開催し、また山口県護国神社への合祀取り下げ要請行動を実施してきた市民団体です。詳細は「合祀いや」で検索して下さい。

話を戻して、集会受け入れを巡って意見が分かれたのは、負担増の問題ではなく、より根本での見解の相違でした。しかしそれは、より正確には、改めてそれが露呈した場面だったと言うべきでしょう。それは、自衛官合祀拒否訴訟最高裁不当判決抗議集会に対する理解の相違でもありました。あるいはそれに対する自分の関わり方や立ち位置、もっと言えば生き方の相違というべきなのかも知れません。要するに受け入れに反対した方々の主張は、「求める会」は中谷康子さんを支援する会であり、それ以上のことはするべきではないというものでした。わたしは、前半は間違っているとは思いませんが、その帰結としての後半は間違いだと思いました。何故ならば、その帰結は最早、中谷さんの想いを歪曲してしまっているとしか思えず、つまり期せずしてではあっても、実は中谷さんの闘いをも阻害していると言わざるを得ないからです。

議論の結果、第 21 回集会は受け入れたわけですが、「求める会」におけるこの見解の相違は、その後もあり続け、今の山口県知事護国神社公務参拝違憲訴訟の提起に際しても、またそれに先立つ、山口県知事への参拝停止要請行動においても現れたのでした。そして残念ながら、結果、前に進もうとする「求める会」から、幾人かの世話人は去って行ったのでした。

わたしが、政教分離訴訟全国交流集会に参加し続けている訳は、そこには真の自由の実現に向けて歩み続ける人々がいたからです。それは、未確立の権利を確立しようとすることであり、そのために考えるのを止めないで掘り下げ続けるということです。そのような場の言葉は、学びであり、面白いのです。浦部さんもきっとそうだったのではないかと思います。

今年になって山口では、政教分離に係る裁判として、「安倍元首相『国葬』『県民葬』違憲訴訟」と「山口県知事護国神社公務参拝違憲訴訟」が提起されました。いずれも集団による住民訴訟で、いずれもわたしも原告の一人であり、後者の支援団体は「求める会」です。もっとも、前者の場合は、150 名以上の原告がいるものの、問題の核心を政教分離違反、あるいは思想・良心の自由の侵害として捉えている人は少ないように思います。いずれもまだ第一審が始まったばかりです。住民訴訟絡みでもう一つ記すと、上記二つに続いて提起したのが「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」です。いずれの支援団体においても、わたしは責任ある立場を委ねられています。教会も 5 つ担任だし……。そういう意味では忙しいといえば忙しいのですが、第 36 回政教分離訴訟全国交流集会を快く受け入れたのは前述したとおりです。

第 36 回集会は、第 35 回自衛官合祀拒否訴訟最高裁不当判決抗議集会と併せての開催で、従って 5 月 31 日㊎～ 6 月 1 日㊏で開催できれば……、と個人的には考えています。

皆様にお会いできるのを楽しみにしています。

[会費納入とカンパのお願い]

裁判は、いよいよ大詰めを迎えつつあります。この間も弁護団は質量ともに重厚な書面を次々と繰り出し、裁判所との折衝なども重ねています。通常相場に比べれば破格の安値ではありますが、当会では、先日まとめて弁護団への費用を支払いました。しかし、それでもまだかなりの支払額が残ったままとなっています。

重ねてのお願いですが、原告・支援者の方は、2023 年度分の会費をお振り込みいただけますように、よろしくお願い致します。また、前年度未納の方もどうぞご送金をお願いします。

1 年分の会費は、原告 3,000 円、支援者 2,000 円です。
また支援カンパもお待ちしています。

郵便振替口座番号：00120-3-293255
加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

[転居のお知らせをお願いします]

ニュースの発送は経費削減のため、郵便ではなく宅配業者のメール便を使っています。毎回、宛先不明で返送されてくるメール便がありますので、住所を変更した場合、必ず事務局宛てお知らせ下さい。

活動日誌（2023 年 7 月―9 月）

7 月 29・30 日（金・土） 第 35 回政教分離訴訟全国交流会
9 月 8 日（金） 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第 12 回口頭弁論（京都地裁）／かみ砕き説明会（弁護士会館）
9 月 11 日（月） ニュース 19 号発送／第 25 回事務局会議